

大津市中小企業・小規模企業振興ビジョン

令和4年4月

大津市

はじめに

現在、わが国の中小企業・小規模企業は人口減少や少子高齢化による人材不足に加え、社会経済のグローバル化やデジタルテクノロジーの急激な進展、新型コロナウイルス感染症の拡大等により非常に厳しい状況にあります。

市内事業所全体の99%を占める本市の中小企業・小規模企業におきましても、これらの社会経済情勢のめまぐるしい変化による影響を受けており、容易に事業活動を活性化させることができる状況ではありませんが、本市の経済を活性化し、市民の皆様の生活を豊かにするためには、それら経済や生活を支える本市の中小企業・小規模企業の成長と持続的発展が不可欠です。

そこで本市では、琵琶湖や比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で、地域ごとに多様な産業が発展してきたという本市の特性を鑑み、その特性や地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを目的とし、関係者が一体となって連携し、中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、「大津市地域産業振興条例」令和4年4月1日から施行することといたしました。

その「大津市地域産業振興条例」の中でも特に重要とした中小企業・小規模企業に焦点を合わせ、それらを取り巻く状況を分析した上で、4つの基本方針を設定し、本市の中小企業・小規模企業が市民の皆様の暮らしを支え、そして彩り、中小企業・小規模企業自身も力強く活躍できるよう振興施策を総合的かつ計画的に推進するために、本ビジョンを策定いたしました。

中小企業・小規模企業の振興においては、中小企業者・小規模企業者を主役として捉え、商工団体等の関係機関と本市との綿密な連携により、高い実行力を発揮して振興施策を推進してまいります。

結びに、本ビジョン策定に当たりまして、貴重なご意見やご助言を頂戴しました「大津市中小企業振興に関する円卓会議」の皆様をはじめ、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただきました事業者、商工団体等関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、取り組みの推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月



大津市長 佐藤 健司

目 次

第1章 ビジョン策定の概要	1
1 ビジョン策定の趣旨	1
2 ビジョンの位置づけ	2
3 ビジョンの計画期間	2
第2章 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く状況	3
1 本市の概況	3
(1) 人口	3
(2) 本市の産業の特徴	4
2 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢	9
第3章 本市の中小企業・小規模企業振興の課題等	12
1 中小企業・小規模企業振興の課題	12
(1) 経営改善、経営基盤の強化	12
(2) 起業・創業の促進	13
(3) 地域内消費の促進	14
(4) 人材の確保・育成	15
(5) 誰もが働きやすい環境と多様な働き方の実現	15
2 市内中小企業・小規模企業の意向	16
第4章 目指すべき姿と中小企業・小規模企業振興の基本方針	18
1 目指すべき姿	18
2 基本方針	18
第5章 中小企業・小規模企業振興の推進施策	21
基本方針1 持続的発展のための経営基盤強化	22
基本方針2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出	24
基本方針3 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成	25
基本方針4 人材の確保・育成、多様な働き方の創出	27
第6章 ビジョンの推進	29
参考資料	30
大津市地域産業振興条例	30
大津市中小企業振興に関する円卓会議	33

第1章

ビジョン策定の概要

1 ビジョン策定の趣旨

中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化による労働力人口の減少や経済活動のグローバル化の進展による国際競争の激化、デジタル化の急速な発展、カーボンニュートラルの実現化、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まり等、目まぐるしく変化し進化しており、中小企業・小規模企業はそれらに適応し続けることが求められています。さらには、激甚化する自然災害や新たな感染症の発生等へのリスク対応も加わり、中小企業・小規模企業を取り巻く情勢は複雑で困難なものとなっています。

本市では、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とし、「大津市地域産業振興条例」を制定しました。

本ビジョンは、「大津市地域産業振興条例」の中でも重要としている事業者の事業活動の活性化について、市内事業所全体の99%を占める中小企業・小規模企業に焦点を合わせ、中小企業・小規模企業を振興するために策定し、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

大津市地域産業振興に関する条例(基本理念)

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

大津市地域産業振興に関する条例(振興施策の基本方針)

(振興施策の基本方針)

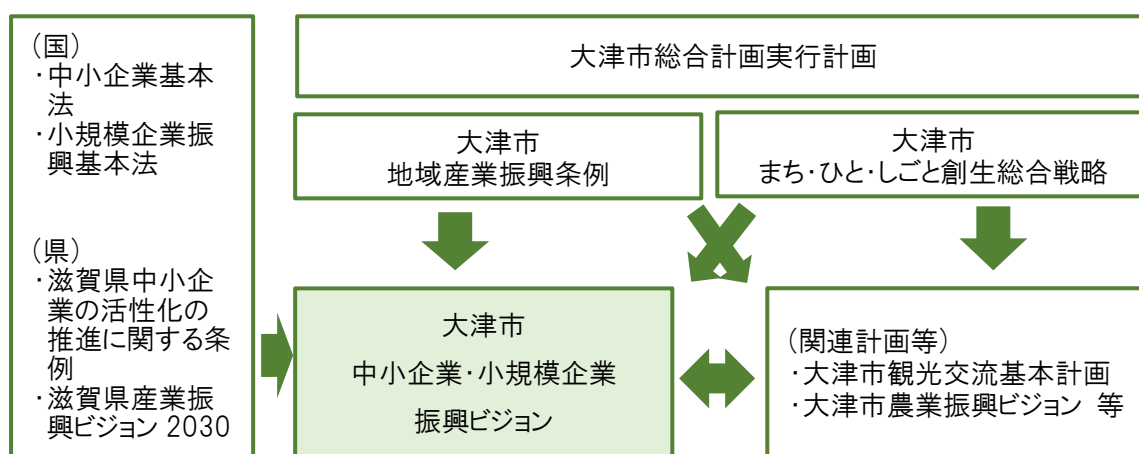
第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業の促進並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「大津市地域産業振興条例」の中で、重要であると位置づけた中小企業・小規模企業を振興するものであり、「大津市総合計画2017」の基本方針にある「安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります」及び「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標にある「仕事と暮らしが充実したまちづくり」の実現に寄与するものと位置づけ、「第3期大津市観光交流基本計画」や「大津市農業振興ビジョン」等の各産業の関連計画等と関係しながら取り組み、また、国や県の関連法令等との関係性も考慮したビジョンとします。

ビジョンの位置づけ



3 ビジョンの計画期間

10年後の本市の将来像の実現に向け、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間としますが、社会経済情勢の変化が著しいことから、必要に応じて見直しを実施します。

第2章

本市の中小企業・小規模企業を取り巻く状況

1 本市の概況

(1) 人口

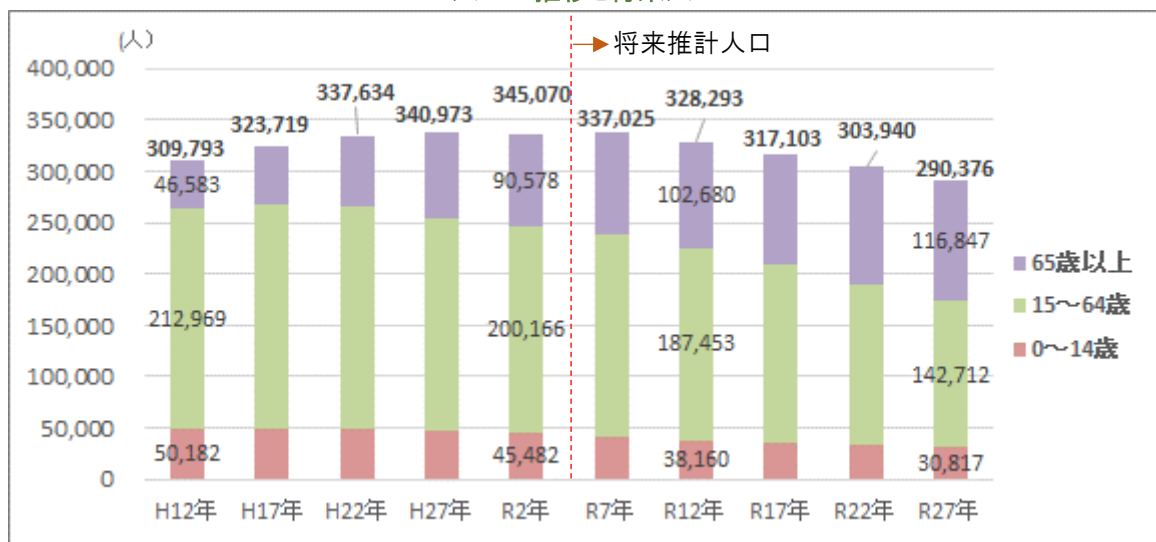
①人口の推移と将来人口

本市の人口は345千人（令和2年）であり、これまで増加傾向にありましたが、近年は年々増加数が鈍化してきています。

今後は人口減少局面に入り、「第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、10年後の令和12年には328千人に、25年後の令和27年には290千人になることが推計されています。

65歳以上の人口比率は、令和12年には31.3%に、令和27年には40.2%と高齢化が一層進行することとなります。

人口の推移と将来人口



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
総数	309,793 100.0%	323,719 100.0%	337,634 100.0%	340,973 100.0%	345,070 100.0%	337,025 100.0%	328,293 100.0%	317,103 100.0%	303,940 100.0%	290,376 100.0%
0～14歳	50,182 16.2%	49,206 15.2%	49,390 14.6%	47,815 14.0%	45,482 13.5%	42,139 12.5%	38,160 11.6%	35,132 11.1%	32,857 10.8%	30,817 10.6%
15～64歳	212,969 68.7%	217,594 67.2%	216,319 64.1%	207,110 60.7%	200,166 59.5%	197,114 58.5%	187,453 57.1%	174,780 55.1%	157,110 51.7%	142,712 49.1%
65歳以上	46,583 15.0%	56,681 17.5%	68,825 20.4%	83,118 24.4%	90,578 26.9%	97,771 29.0%	102,680 31.3%	107,191 33.8%	113,973 37.5%	116,847 40.2%

※平成12年～令和2年：国勢調査人口

令和7年～令和27年：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月）による将来人口推計値

※平成12年～令和2年の国勢調査人口には、年齢不詳があるため総数と年齢3区分別人口の計は一致しない。

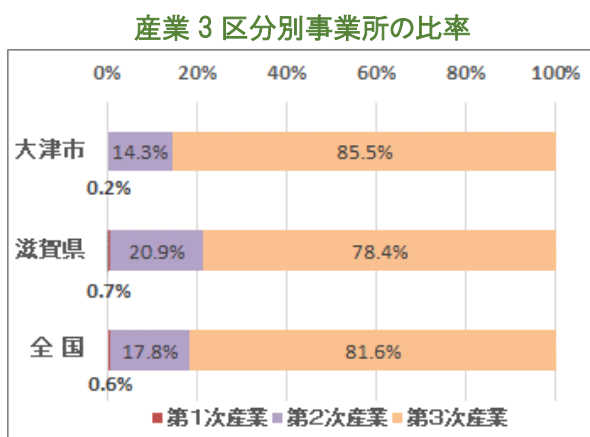
出所：国勢調査、第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月）

(2) 本市の産業の特徴

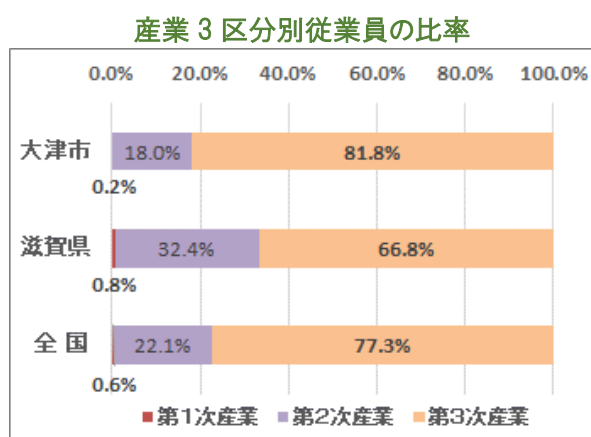
①産業集積

本市の産業3区分別事業所及び従業員比率をみると、全国、県平均に比して、第1次及び第2次産業の比率が低く、第3次産業の比率が高くなっています。

経済活動別の市内、県内及び国内総生産における構成比をみても、滋賀県の県内総生産額の約45%が製造業であるのに対して、大津市は約15%にとどまる一方、不動産業、保健衛生・社会事業、卸売・小売業、情報通信、金融保険、専門・科学技術、業務支援サービス等の県庁所在地、また中核市として、産業・業務機能等多様な産業が集積しているのが本市産業の特徴となっています。

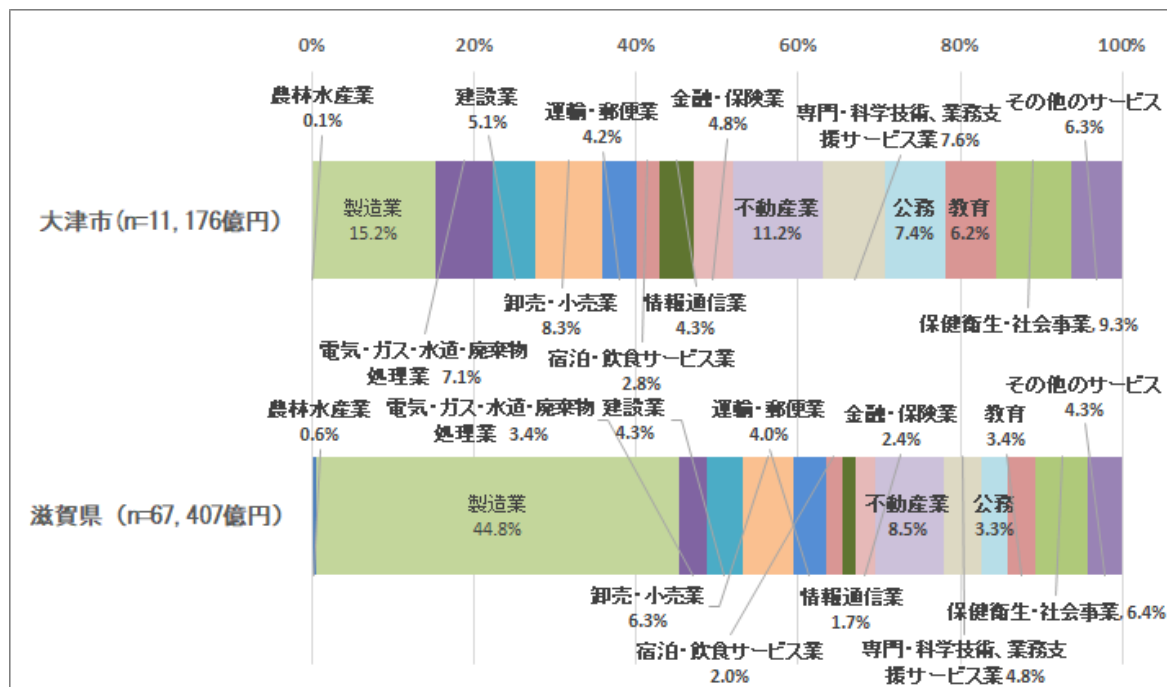


出所：平成28年経済センサス活動調査



出所：平成28年経済センサス活動調査

経済活動別市内総生産・県内総生産の構成比(平成30年)



※総生産額には「輸入品に課される税・関税」「(控除)総資本形成に係る消費税」を除いている

出所：滋賀県市町民経済計算(平成30年度推計、令和3年3月)

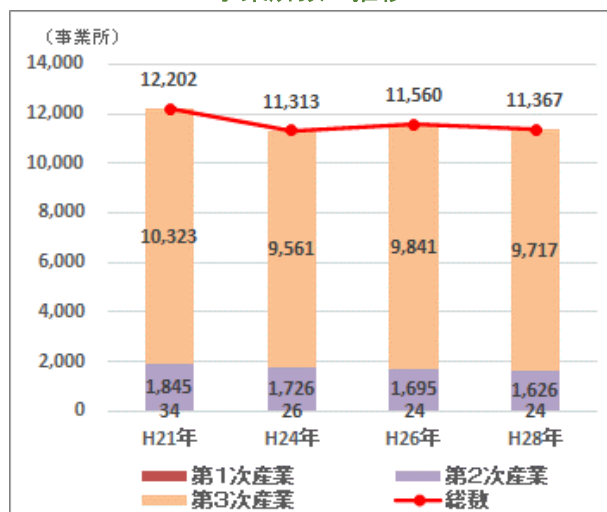
②事業所・従業員数の推移

平成 28 年の本市の事業所数は 11,367 事業所で、従業者数は 116,437 人で、7 年前の平成 21 年に比して事業所数が 7 %、従業員数が 11%減少しています。

産業区分別にみると、第 1 次産業が事業所数で 29%、従業員数で 37%の減少と大きく、次いで第 2 次産業

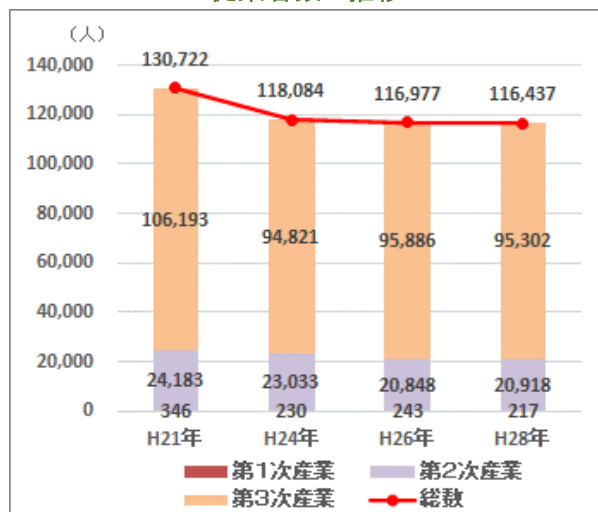
が事業所数で 12%、従業員数で 14%の減少、第 3 次産業が事業所数で 6 %、従業員数で 10%の減少となっています。

事業所数の推移



出所：経済センサス

従業者数の推移



出所：経済センサス

産業区分別事業所・従業員数の推移

区 分	事業所数				増減率 (H28/21)	従業者数(人)				増減率 (H28/21)
	H21年	H24年	H26年	H28年		H21年	H24年	H26年	H28年	
総 数	12,202	11,313	11,560	11,367	0.93	130,722	118,084	116,977	116,437	0.89
第一次産業	34	26	24	24	0.71	346	230	243	217	0.63
農業、林業	30	23	22	23	0.77	336	223	238	209	0.62
漁業	4	2	2	1	0.25	10	5	5	8	0.80
農業、林業、漁業間格付不能	0	1	0	0	—	0	2	0	0	—
第二次産業	1,845	1,726	1,695	1,626	0.88	24,183	23,033	20,848	20,918	0.86
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	1	0	—	13	14	2	0	—
建設業	1,188	1,080	1,063	1,035	0.87	7,219	6,301	6,148	6,430	0.89
製造業	654	643	631	591	0.90	16,951	16,718	14,698	14,488	0.85
第三次産業	10,323	9,561	9,841	9,717	0.94	106,193	94,821	95,886	95,302	0.90
電気・ガス・熱供給・水道業	16	9	12	11	0.69	1,058	746	800	324	0.31
情報通信業	151	148	139	127	0.84	2,413	2,470	1,737	1,785	0.74
運輸業、郵便業	174	176	174	181	1.04	5,287	4,502	4,800	4,927	0.93
卸売業、小売業	2,842	2,555	2,556	2,458	0.86	24,513	23,421	22,809	21,717	0.89
金融業、保険業	233	236	230	213	0.91	4,767	4,099	4,200	4,057	0.85
不動産業、物品賃貸業	922	887	902	833	0.90	2,901	3,400	3,959	3,554	1.23
学術研究、専門・技術サービス業	615	573	607	600	0.98	5,013	4,009	3,995	3,842	0.77
宿泊業、飲食サービス業	1,465	1,404	1,441	1,439	0.98	13,839	13,235	12,348	12,562	0.91
生活関連サービス業、娯楽業	1,113	1,039	1,050	1,044	0.94	6,821	6,110	6,761	5,701	0.84
教育、学習支援業	619	470	503	524	0.85	9,516	5,997	6,471	7,963	0.84
医療、福祉	907	902	1,063	1,129	1.24	18,400	15,753	17,659	19,121	1.04
複合サービス事業	84	72	76	70	0.83	648	695	702	739	1.14
サービス業(他に分類されないもの)	1,182	1,090	1,088	1,088	0.92	11,017	10,384	9,645	9,010	0.82

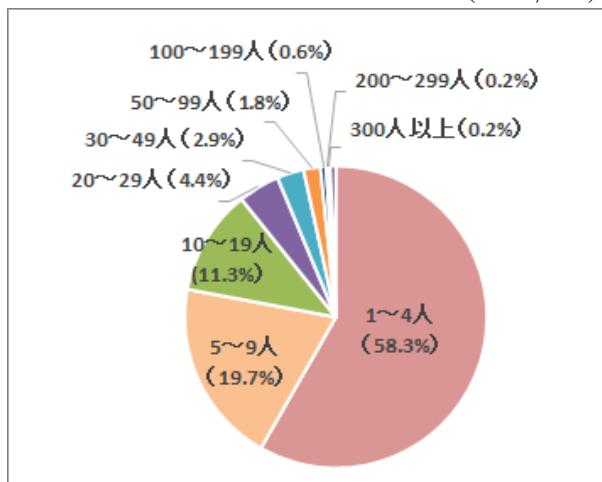
出所：経済センサス

③従業員規模

本市の従業員規模別事業所の割合をみると、「1～4人」が58.3%と最も多く、次いで「5～9人」の19.7%、「10～19人」の11.3%と19人以下の小規模事業者が89%を占めています。

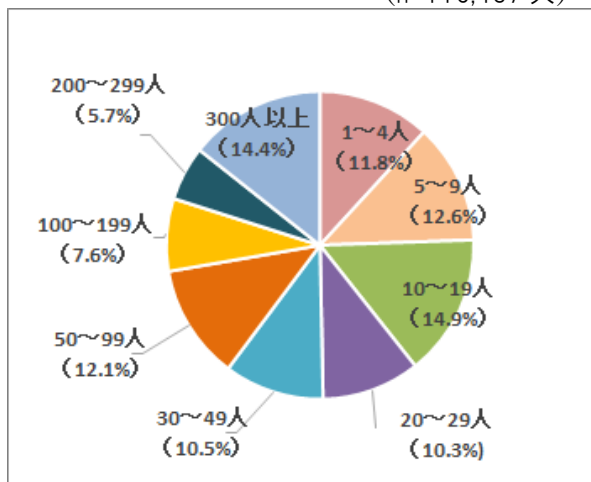
従業員規模別従業者数の割合は、「10～19人」（14.9%）と「300人以上」（14.4%）が多くなっています。

従業員規模別事業所の割合(平成28年)
(n=11,367)



出所：平成28年経済センサス活動調査

従業員規模別従業者数の割合(平成28年)
(n=116,437人)



出所：平成28年経済センサス活動調査

従業員規模別事業所数・従業員数(平成28年)

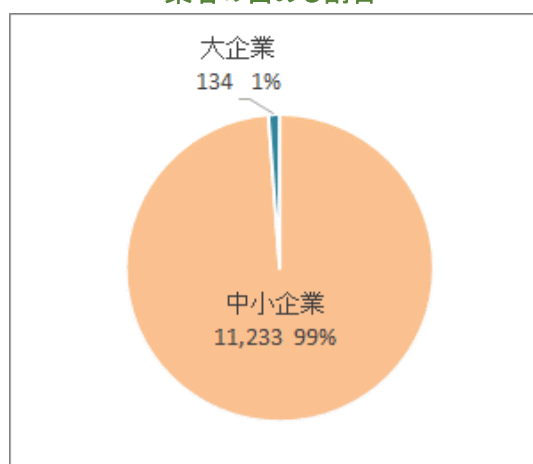
従業員規模	事業所数	割合	従業者数(人)	割合
総数	11,367	100.0%	116,437	100.0%
1～4人	6,623	58.3%	13,776	11.8%
5～9人	2,237	19.7%	14,704	12.6%
10～19人	1,285	11.3%	17,346	14.9%
20～29人	505	4.4%	12,019	10.3%
30～49人	326	2.9%	12,256	10.5%
50～99人	205	1.8%	14,064	12.1%
100～199人	68	0.6%	8,889	7.6%
200～299人	28	0.2%	6,662	5.7%
300人以上	24	0.2%	16,721	14.4%
出向・派遣従業者のみ	66	0.6%	-	-

出所：平成28年経済センサス活動調査

本市の中小企業における事業所数は、市内企業の 99%、従業者数も 74%を占め、地域経済や雇用、まちの活力、そして市民生活の豊かさを支えており、まちの発展に深く関わっています。

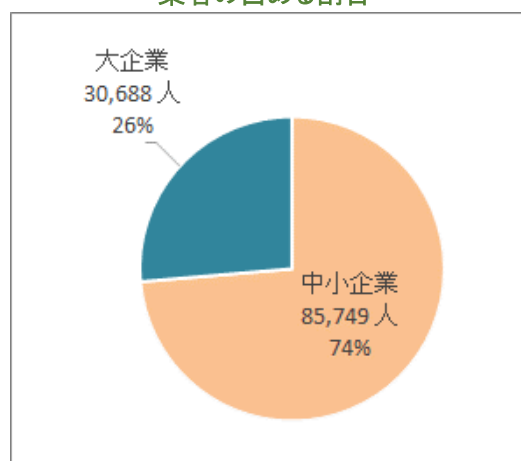
特に、地域の中小企業者・小規模企業者は、事業活動において地域の企業や消費者と密接な関係を有しており、地域経済の内発的発展の重要な担い手となっています。

本市事業所数のうち中小企業者・小規模企業者の占める割合



出所：平成 28 年経済センサス活動調査

本市従業者数のうち中小企業者・小規模企業者の占める割合



出所：平成 28 年経済センサス活動調査

中小企業基本法上の類型別事業者数

中小企業基本法上の類型 (事業所数)	中小企業 (割合)		大企業 (割合)	
卸売業 (n=475)	473	99.6%	2	0.4%
小売業 (n=3,317)	3,259	98.3%	58	1.7%
サービス業 (n=5,733)	5,668	98.9%	65	1.1%
製造業その他 (n=1,842)	1,833	99.5%	9	0.5%
全体 (n=11,367)	11,233	98.8%	134	1.2%

中小企業基本法上の類型別従業者数

中小企業基本法上の類型 (従業者数)	中小企業 (割合)		大企業 (割合)	
卸売業 (n=4,005)	3,606 人	90.0%	399 人	10.0%
小売業 (n=27,872)	22,277 人	79.9%	5,595 人	20.1%
サービス業 (n=58,174)	39,709 人	68.3%	18,465 人	31.7%
製造業その他 (n=26,386)	20,157 人	76.4%	6,229 人	23.6%
全 体 (n=116,437)	85,749 人	73.6%	30,688 人	26.4%

※平成 28 年経済センサス活動調査の業種別・従業員規模別民営事業所数より、中小企業基本法上の中小企業の定義（業種別の従業員数）に基づき作成。

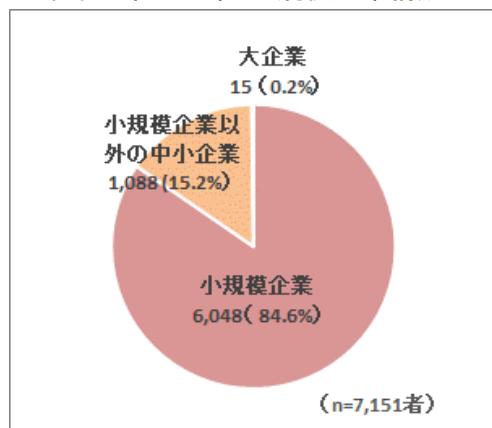
※中小企業は中小企業基本法上では「中小企業者」と呼ばれ、業種別に「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」によって以下のように定義されています。

- ・卸売業…資本金 1 億円以下／従業員 100 人以下
- ・サービス業…資本金 5 千万円以下／従業員 100 人以下
- ・小売業…資本金 5 千万円以下／従業員 50 人以下
- ・製造業その他…資本金 3 億円以下／従業員 300 人以下

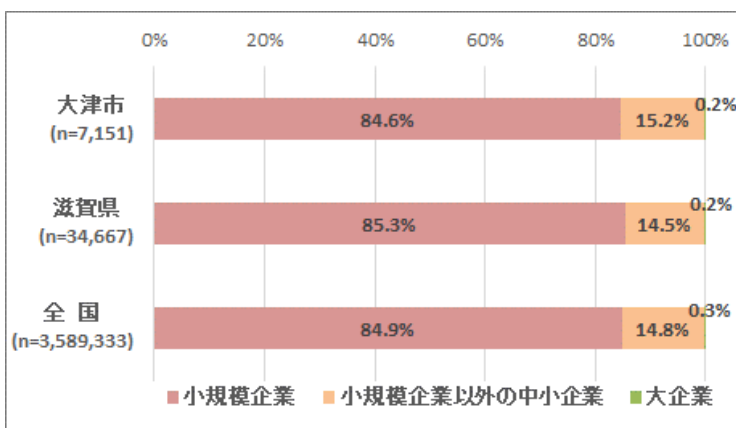
※従業員規模別区分の「出向・派遣従業者のみ」の事業所（66 事業者）は中小企業とみなしていません。

なお、中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」（民営、非一次産業、平成 28 年 6 月時点のデータ）によると、本市の中小企業・小規模企業の占める割合は、小規模企業が 84.6%、小規模企業以外の中小企業が 15.2%と、市内企業の 99.8%は中小企業となっており、全国や滋賀県に比べ、わずかながら小規模企業以外の中小企業の構成比が高くなっていますが、ほぼ同様の構成比となっています。

本市の中小企業・小規模企業構成比



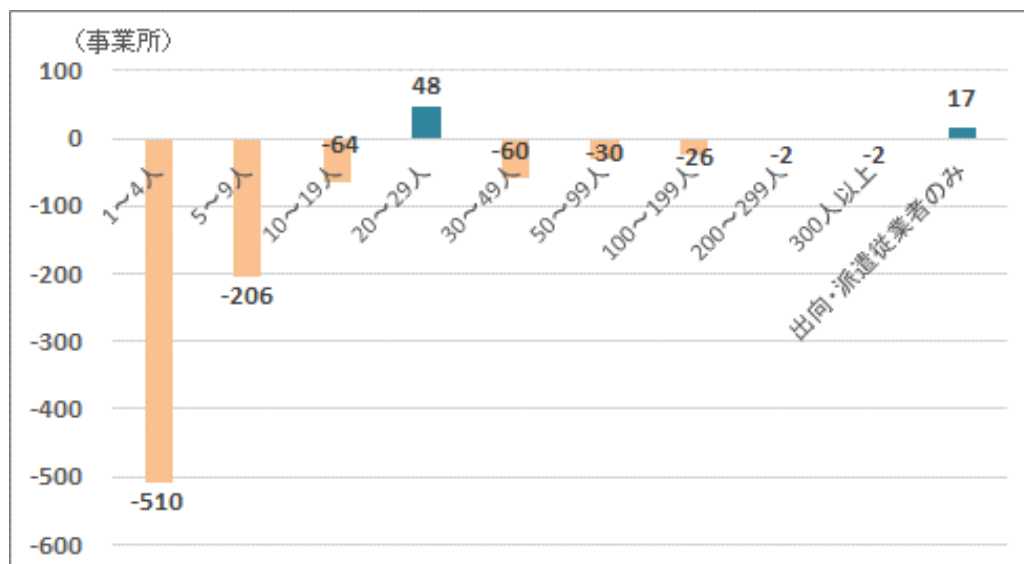
本市及び国・県の中小企業・小規模企業構成比



※民営、非一次産業、平成 28 年 6 月時点のデータ
出所：中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」

しかしながら、平成 21 年から平成 28 年の 7 年間の従業員規模別事業所の増減数をみると、835 事業所が減少しており、6 割が 4 人以下、9 割が 19 人以下の事業所と従業員規模が小さな事業所ほど減少幅が大きくなっていることが伺えます。

従業員規模別事業所の増減数(平成 21 年-28 年)



出所：平成 28 年経済センサス活動調査、平成 21 年経済センサス基礎調査

2 本市の中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢

①人口減少・少子高齢化社会

日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,800 万人をピークに減少を続けており、令和 35 年には 1 億人を下回ると予測されています。

大津市の人口は 345 千人（令和 2 年）であり、これまで増加傾向にありましたが、近年は年々増加数が鈍化してきています。

人口減少と高齢化の進行は、「働き手」の減少から日本全体の経済を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがあり、地方においては、担い手の減少だけではなく、消費市場が縮小し、地方の経済が縮小するなど、さまざまな社会的・経済的課題が生じるとされています。

②社会経済のグローバル化

社会経済活動のグローバル化を背景に、大企業と比較するとその数は少ないですが、海外への販路拡大や生産拠点の海外移転等の海外展開を進める中小企業が増えてきています。また、インバウンド拡大に伴う訪日外国人対策等の海外需要を積極的に取り込もうとする動向が活発になっています。

一方で、中小企業が海外展開を進めるにあたっては、資金面や人材確保のほか、法制度・商習慣の違いや政治リスク等への対応等、様々な困難に直面することもあります。

また、国内に留まっている中小企業・小規模企業については、製品の高付加価値化を進めるなど国際的な競争に備えて自社の競争力強化を図っていくことが求められます。

③デジタルテクノロジーの進展（第 4 次産業革命）

A I、I o T（Internet of Things）、ビッグデータ等のデジタルテクノロジーの社会への浸透が進み、経済・社会のデジタル化が進展しています。今後、超高速・多数接続・超低遅延といった特徴を持つ第 5 世代移動通信システム（5 G）の普及等により、経済・社会のデジタル化が更に急速に進展していくことが見込まれています。

こうした技術革新は、第 4 次産業革命と呼ばれ、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えられていると考えられています。

また国は、平成 29 年に閣議決定した「未来投資戦略 2017」の中で、技術革新をあらゆる産業や社会に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society5.0」の実現に向けた施策を推進するとしています。

中小企業、特に小規模企業は、前述のとおり人手不足の状況にあり、一層の経営の効率化が必要であり、経営力強化・生産性向上のために、A I、I o T、ビッグデータ処理、I T 等の新しい技術を導入し活用することが求められます。

一方、中小企業、特に小規模企業は、人材・資本・情報の経営資源に制約があり、ＩＴ等の導入・活用を検討できる人材が社内で不足しており、その導入・活用の取組を後押しするために、多様できめ細やかな支援が必要となります。

④カーボンニュートラル

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。この実現に向けて、世界が取組を進めており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。

企業単位でみても、自社だけでなくサプライチェーン全体で脱炭素化を目指す潮流であり、サプライチェーン排出量の目標を設定する動きが拡大しています。中小企業・小規模企業も例外ではなく、社会的信頼の向上を図り、ビジネスチャンスを維持・拡大するためにも積極的に脱炭素を推進する必要があります。

⑤安全・安心がより重視される時代

近年、全国で地震や台風等の激甚な自然災害が頻発し、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりに加え、令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症に代表される感染症の拡大等、住民の安全・安心に対する関心は一層強いものとなっています。

こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。国においては、「中小企業強靱化法」を令和元年 7 月より施行し、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）の促進を図っています。

あらゆる分野において、人と人とが支え合い 助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取組を進め、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心なまちづくりの重要性がますます高まっており、安全・安心なまちづくりへの貢献において、地域の中小企業、特に地域に密着している小規模企業の役割が期待されます。

また、消費者の食の安全・安心に対する関心がこれまでになく高まっている中で、安全で安心して食べられる新鮮な地場産農産物への購買行動や個人の嗜好の面においても健康志向が強まってきています。

⑥働き方改革

「働き方改革」とは、労働者個々の状況に応じた働きやすい環境・社会をつくるための取組のことであり、少子高齢化による労働力の減少や、女性の就業率の増加等に伴い、働き方に多様性や柔軟性が求められています。

このため、我が国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が平成 31 年 4 月から順次施行されています。

その取組は、大企業だけでなく中小企業・小規模企業にも適用され、職場環境の改善等の「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが求められています。

⑦SDGs、持続可能な社会への関心の高まり

石油をはじめとする地球の資源は有限で、このまま使い続けていけばいずれ底をつきます。また、今世紀に入ってから気候変動が急激に深刻化し、貧富の格差はかつてない程に広がり、紛争が発生し、それに伴い難民・避難民の数が増えています。

そうした強い危機感のもと、平成 27 年 9 月、令和 12 年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（169 の関連ターゲットを伴う 17 のゴールからなる目標）が採択されました。

これを受け、環境、エネルギー、健康・福祉等の幅広い社会的なニーズに取り組むことが必要とされています。地域が抱える社会課題は多種多様であり、中小企業・小規模企業も含めた関係者が一体となって、社会課題解決に向けた取組を推進していくことが重要です。

SDGs には様々な社会課題が示されているため、世界や地域社会・生活環境における課題やニーズを踏まえ、そこから経営や商品開発のコンセプトを規定し、付加価値ある商品サービスを生み出していくというアプローチの重要性が高まっています。

第3章 本市の中小企業・小規模企業の課題等

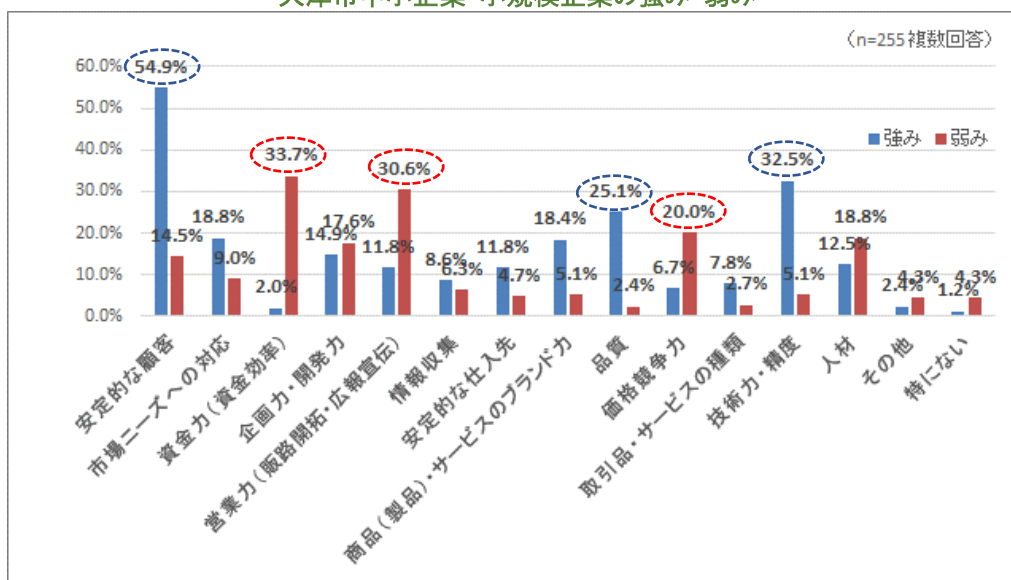
1 中小企業・小規模企業振興の課題

(1) 経営改善、経営基盤の強化

厳しい事業環境の中、経営基盤の脆弱さや経営資源確保等の問題を克服し、自立した活力ある企業として維持発展していかなければなりません。

アンケート調査によると、市内中小企業・小規模企業は、「安定的な顧客」「技術力・精度」「品質」等を自社の持つ強みとする一方で、「資金力（資金効率）」「営業力（販路開拓・広報宣伝）」「価格競争力」等を弱みとしており、これまで蓄積してきた自社のもつ強みを活かしつつ、弱みを克服し、新たな取組によって困難を乗り越えていく必要があります。

大津市中小企業・小規模企業の強み・弱み



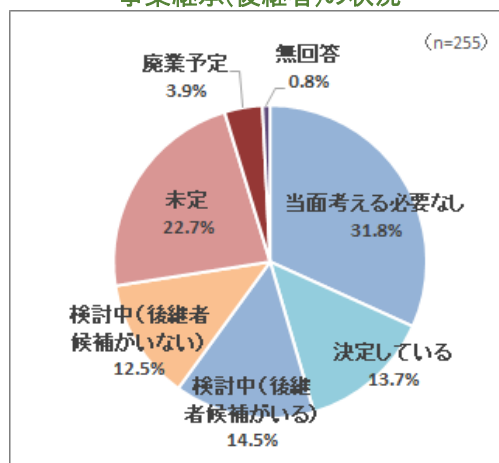
出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

また、経営者の高齢化等に伴い、事業承継が喫緊の課題となっています。

アンケート調査によると、市内中小企業・小規模企業の12.5%が「後継者候補がいない」とし、2割以上が「後継者が未定」となっています。

地域経済の持続的な発展のためにも、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していく必要があります。

事業承継(後継者)の状況

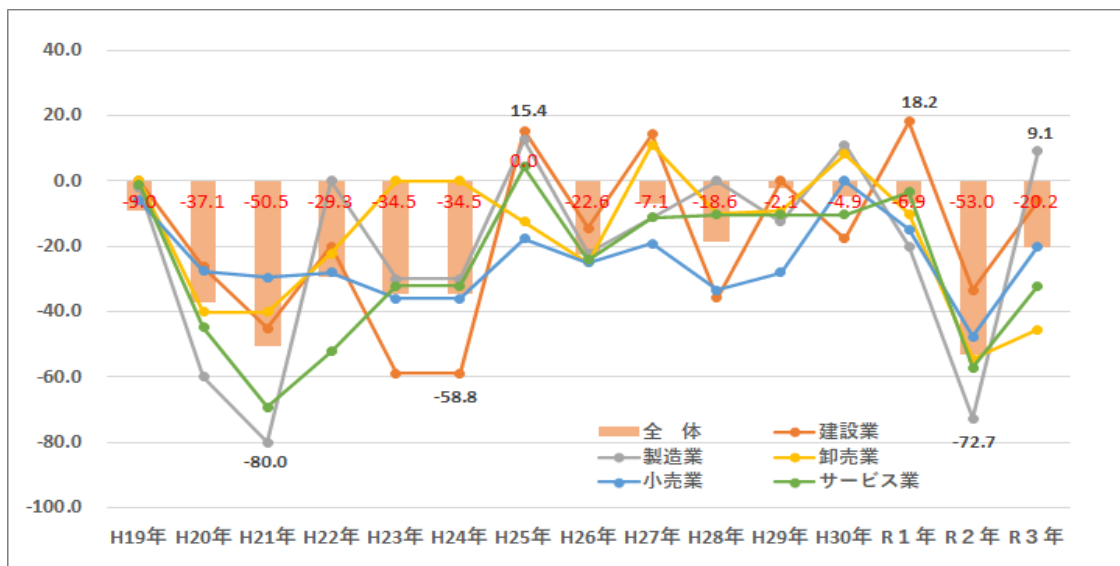


出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

加えて、大津商工会議所の「大津企業景況調査」によると、令和2年4月～6月期の市内中小企業・小規模企業の景況感は過去最悪となり、新型コロナウイルス感染症による消費の低迷や需要減少が幅広い分野で影響を与えています。

そのため、市内中小企業・小規模企業が社会経済環境の変化に対応し、経営の安定化を図るための、経営改善、経営基盤の強化に資する支援を充実させ、地域経済の回復に取り組む必要があります。

大津市中小企業の景況感



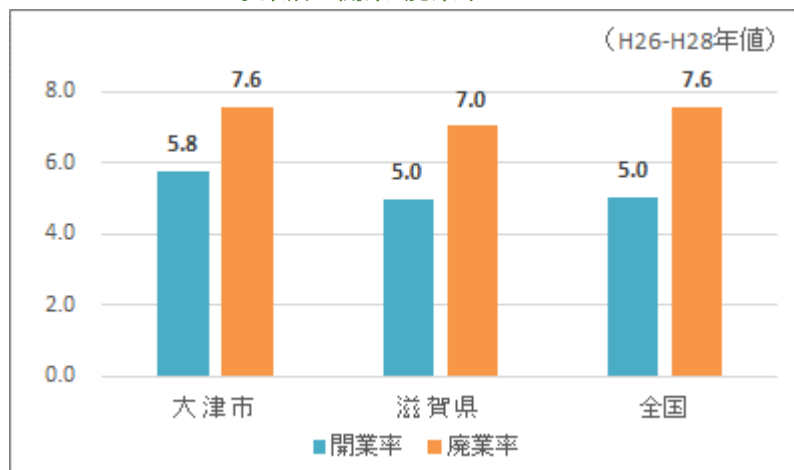
出所：大津商工会議所「大津企業景況調査報告書」(各年7月～9月期)より作成

(2) 起業・創業の促進

本市においては、全国や滋賀県と比較すると、新規開業率はやや高い水準にあり、「大津市・草津市の創業支援等事業計画」を策定し、「産」「学」「官」「金」による起業家の発掘から育成、地域への定着までを、创业者のニーズに応じて支援しているところです。

創業へのニーズを適切にキャッチすることで新規開業率を引き上げ、地域に新たな活力をもたらす創業を促進するためにも、創業希望者への支援の充実と併せて、地域の活性化や社会問題の解決に向けた起業等に、若者、高齢者、女性等誰もが挑戦しやすい環境づくりが求められます。

事業所の開業・廃業率



出所：平成26・28年経済センサスに基づき作成

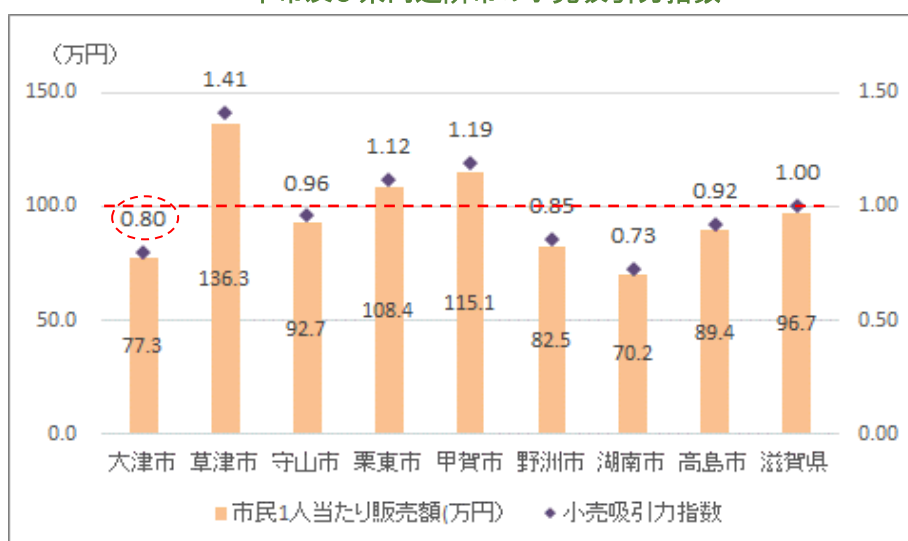
（３）地域内消費の促進

地域内消費を促進させるための要素としては、地域資金への流入促進、地域資金の流出防止、地域外収入の確保が挙げられます。

しかしながら、本市の小売吸引力指数は、0.80 と近隣市に比しても低く、消費の一部が他地域に流出している状態のため、生産・製造・加工した商品やサービスの消費と利用の促進を一層行う必要があります。

また、中小企業・小規模企業の生産性と付加価値を高め、地域の資源を活かした新たな価値を創出すること等により、地域外から資金を獲得する取組を進め、地域の特性や地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて交流人口を誘引し、市外の人々に大津市内で消費をしてもらうことが必要です。

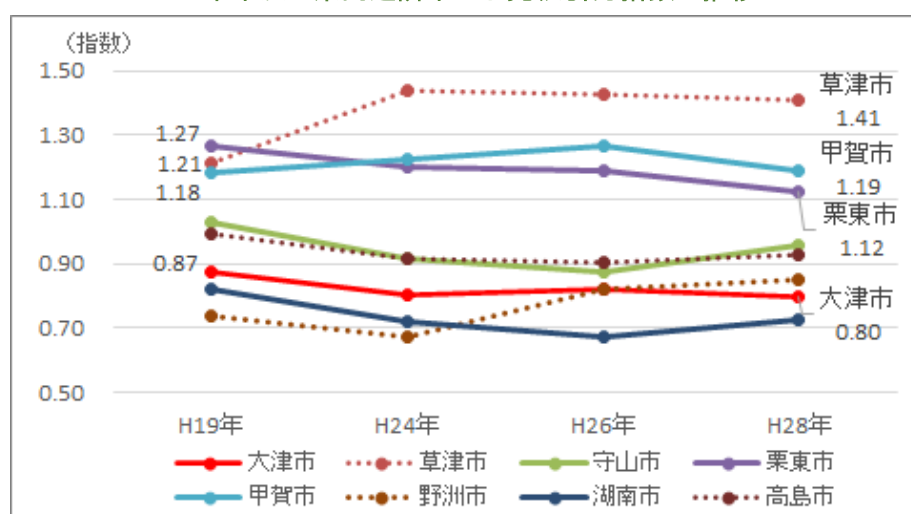
本市及び県内近隣市の小売吸引力指数



※小売吸引力指数…市民一人あたりの小売販売額を県民一人あたりの小売販売額で除したものであり、1.0 を上回る都市は、周辺都市から購買客を吸引している状態にある。

出所：年間小売販売額；平成 28 年経済センサス活動調査、人口：平成 27 年国勢調査の数値に基づき算出

本市及び県内近隣市の小売吸引力指数の推移

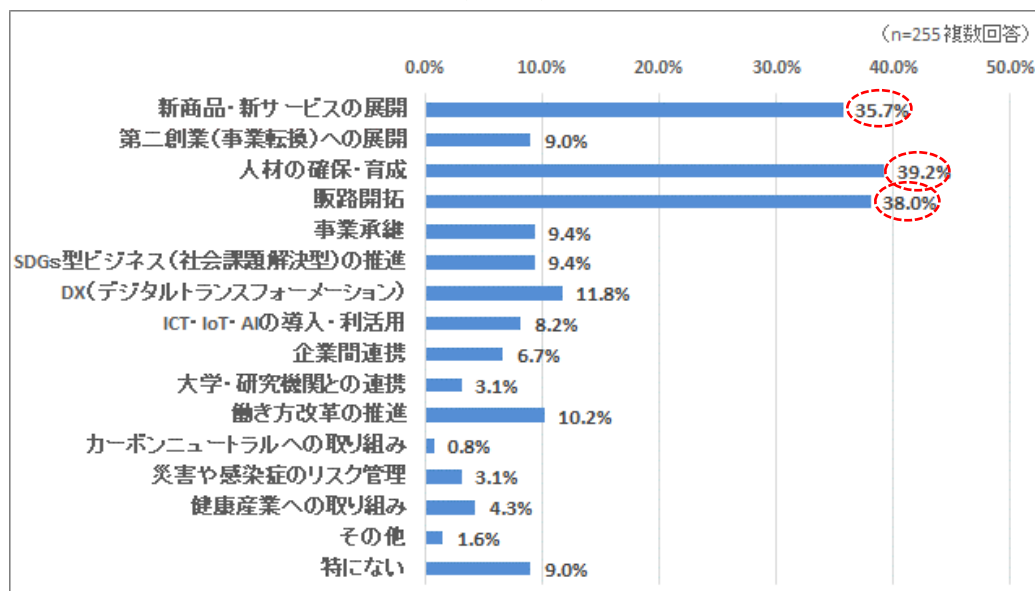


出所：年間小売販売額；経済センサス、商業統計、人口：平成 27 年国勢調査、滋賀県推計人口の数値に基づき算出

（４）人材の確保・育成

市内事業者アンケート結果からも「人材の確保・育成」は重要な課題の一つとなっています。多くの中小企業・小規模企業が抱える人材確保の課題に向けて、本市中小企業・小規模企業の魅力を伝えつつ、新規学卒者や UIJ ターンを希望する学生・若者等へのアプローチやマッチングを支援していく必要があります。

経営戦略上、今後、取り組みたいこと



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

（５）誰もが働きやすい環境と多様な働き方の実現

長時間労働の是正や多様な働き方の実現等に向けた「働き方改革」が推進されています。

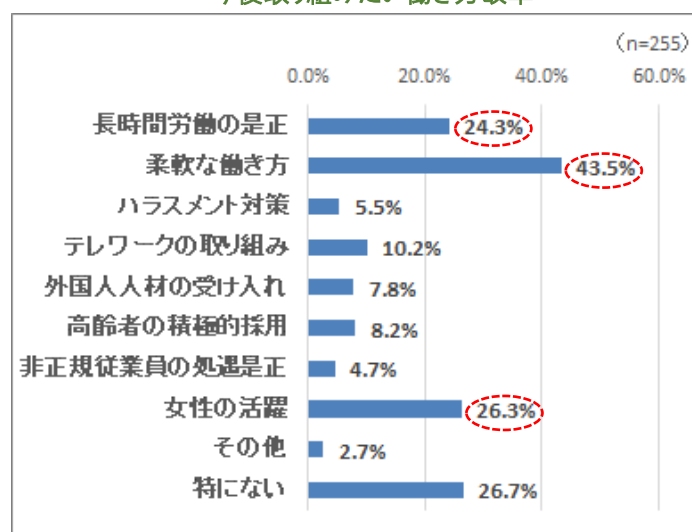
生産年齢人口の減少等に伴う人材不足の中、多様な人材の確保・定着のためにも雇用環境の充実が求められています。

市内中小企業・小規模企業の今後取り組みたい働き方改革としては、「柔軟な働き方」が43.5%と最も多く、次いで「女性の活躍」(26.3%)

「長時間労働の是正」(24.3%)等が挙げられています。

またこれからは、自由度の高い働き方、ワーク・ライフ・バランス、さらには、人、社会、地球環境の持続可能な発展を意識したライフスタイル等多様な働き方の実現に向けた環境整備が求められます。

今後取り組みたい働き方改革



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

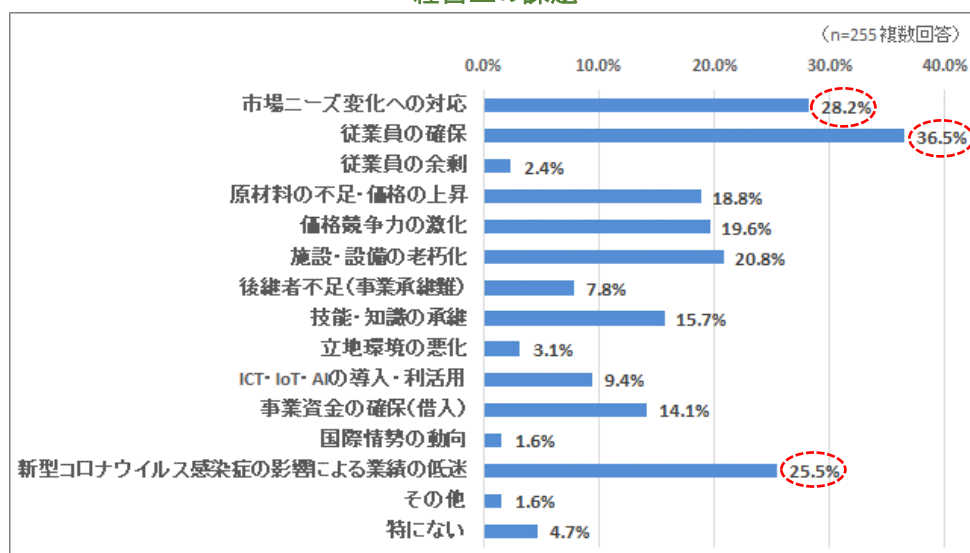
2 市内中小企業・小規模企業の意向

①経営上の課題と今後取り組みたいこと

市内中小企業・小規模企業を対象に実施したアンケート結果によると、経営上の課題は、「従業員の確保」を挙げるものが36.5%と最も多く、次いで「市場ニーズへの対応」(28.2%)及び「新型コロナウイルス感染症の影響による業績の低迷」(25.5%)等が挙げられており、経営戦略上、今後、取り組みたいこととしては、「人材の確保・育成」(39.2%)、「販路開拓」(38.0%)、「新商品・新サービスの展開」(35.7%)が多く挙げられています。

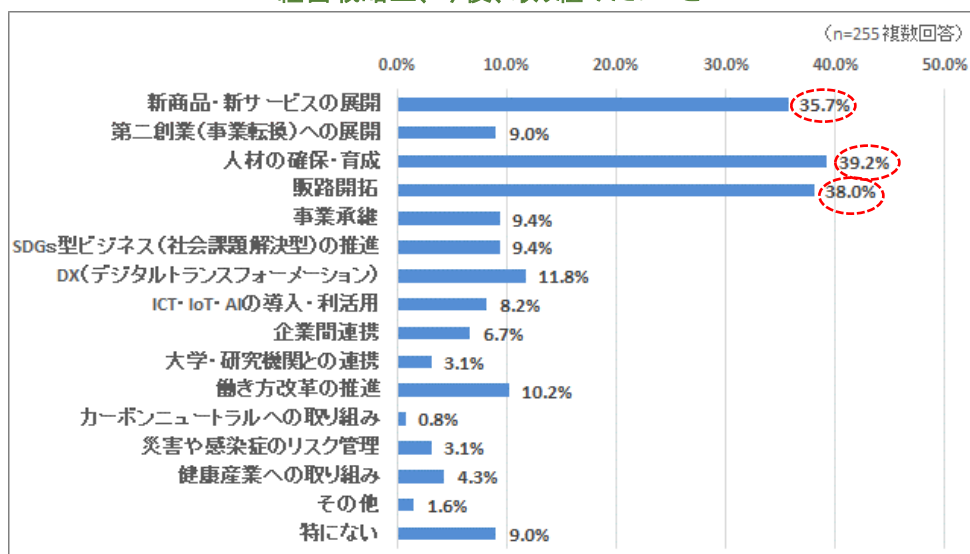
市内中小企業者・小規模企業者を対象に実施したヒアリング調査では、経営上の問題点や課題は、人材の確保が難しいこと等の「人材不足・雇用の安定」や経営者の高齢化と後継者がいないこと等「事業承継問題」が多く挙げられており、加えて、デジタル化、社会活動・社会貢献、働き方改革への対応等の課題が挙げられています。

経営上の課題



出所:大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

経営戦略上、今後、取り組みたいこと



出所:大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

②大津市に期待する支援や取組

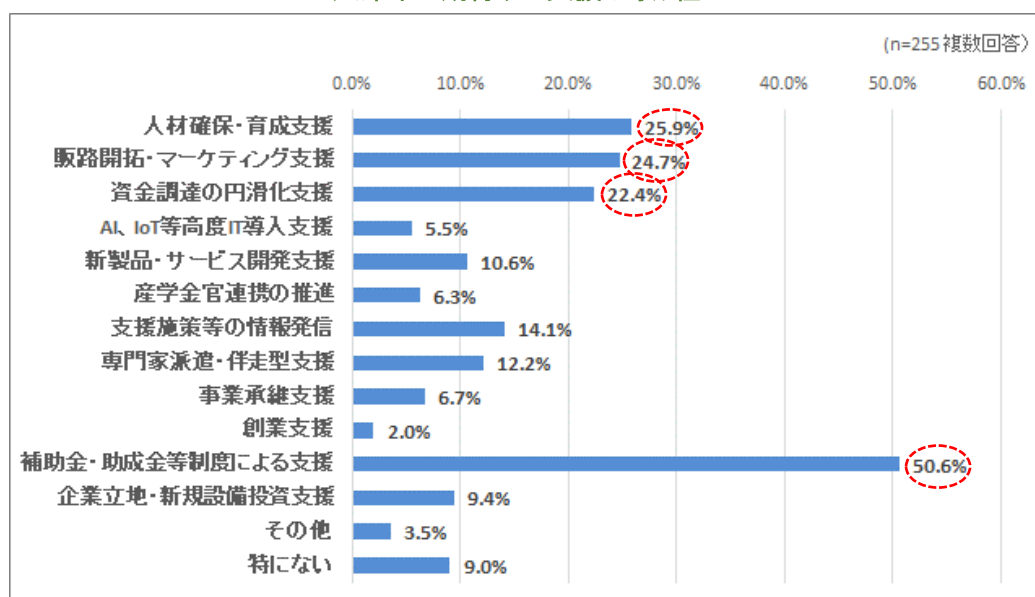
アンケート結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響による業績が低迷する中で、半数の市内中小企業・小規模企業は、「補助金・助成金等制度による支援」を期待していることがわかります。

加えて、経営上の課題や今後、取り組みたいこととして挙げられている人材の確保・育成や販路開拓、新商品・新サービスの展開への取り組みと相まって、「人材確保・育成支援」(25.9%)、「販路開拓・マーケティング支援」(24.7%)、「資金調達の円滑化支援」(22.4%)等が大津市に期待する支援や取り組みとして挙げられています。

ヒアリングの結果からは、「人材の確保・育成に関する支援」「起業・創業支援の充実」に関わるものが多く挙げられており、加えて、「市の情報発信機能の充実」や「デジタル」、「脱炭素」の観点に立った事業展開への支援等の「時代潮流に対応した事業展開への支援」や「大津らしさ（地域特性や地域資源）の活用」による事業展開への支援が挙げられています。

また、地域を牽引する企業となる事業者を発掘して育てること等による「地域経済の活性化」や「女性や高齢者等の起業や雇用の促進」等が挙げられています。

大津市に期待する支援や取り組み



出所：大津市「市内中小企業・小規模企業アンケート調査」

1 目指すべき姿

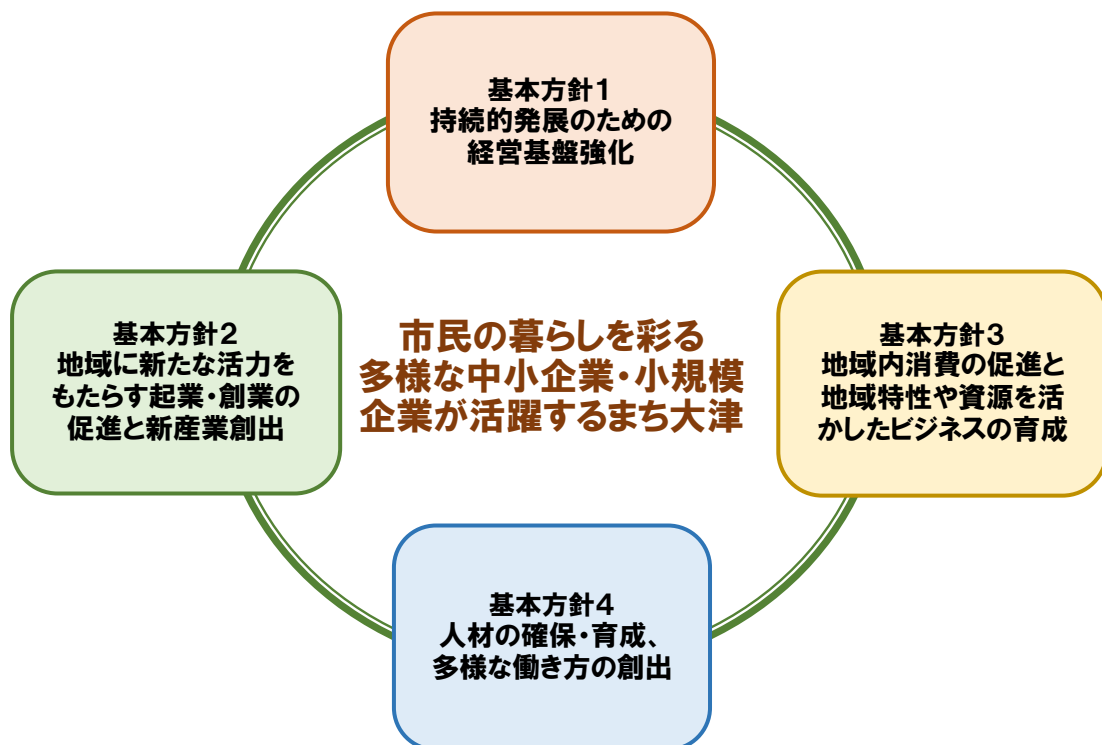
市民の暮らしを彩る多様な 中小企業・小規模企業が活躍するまち大津

市内の中小企業・小規模企業が、本市の特性や地域の資源を最大限に活かし、創意工夫と自助努力を重ねることは、市内経済の活性化と市民の暮らしの豊かさにつながります。地域に活力をもたらす起業・創業も含め、新しい時代に即した価値を提供できるよう本市の多様な中小企業・小規模企業が活力を発揮するとともに個性豊かに発展するまちを目指します。

2 基本方針

目指す将来像「市民の暮らしを彩る多様な中小企業・小規模企業が活躍するまち大津」を実現するため、4つの基本方針を設定し、推進施策を展開します。

基本方針を設定



基本方針 1 持続的発展のための経営基盤強化

中小企業・小規模企業は、資金や人材といった経営資源が限られており、少子高齢化やグローバル化、IoT や AI 等の技術革新とデジタル化、景気動向等の構造変化の影響を受けやすく、これらのことは、特に経営基盤が脆弱な小規模企業に顕著に現れ、経営課題は、経済社会情勢の変化とともにますます多様化・複雑化しています。

加えて、令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や各国の経済活動の停滞により、地域経済や働き方への影響等も厳しい立場に置かれています。

このため、生産性向上、新分野進出等の事業再構築、人材確保、資金調達、経営改善、事業承継等の中小企業・小規模企業が有する機動性、柔軟性、創造性を生かした事業展開や事業の発展段階に応じた多様な支援により、中小企業・小規模企業の経営改善、経営基盤の強化を図っていきます。

基本方針 2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出

起業・創業や新たな事業に挑戦していくことは、市民の暮らしを豊かにする新しい商品・サービスが創出され、地域経済の活性化と大きな雇用創出効果をもたらすことになります。

関係機関が一体となった創業支援体制により、起業家の発掘から育成、地域への定着まで、創業者のニーズに応じた支援の取組を推進し、若者や女性、高齢者等も含めた誰もが創業しやすい環境づくりを行います。

また、創業の普及啓発に関する取組等による創業希望者の増加を図るとともに、創業した後に直面する様々な課題に対する段階的な支援策を整備することで、地域に新たな活力を生み出す中小企業・小規模企業が数多く育つ環境を整えていきます。

さらに、中小企業・小規模企業は、これまで蓄積してきた経営・技術革新のノウハウを活かしつつ、カーボンニュートラル等環境や社会へ配慮した新産業等の新分野進出や付加価値の創出によって困難を乗り越えていくことが重要です。

新分野への進出や付加価値の創出を促進するために、個々の事業者の創意工夫に加え産学官金連携のさらなる推進等により、革新的な発想を生み出し相乗効果を図ります。

基本方針３ 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成

地域内消費の拡大や賑わいの創出等により、市内全体の活性化を図り、中小企業・小規模企業の振興につなげていくことが重要であり、消費喚起や関係人口を増やし観光消費を拡大することや、市内の企業間の連携を深め、取引の活性化を図ることで、市内で生産された製品やサービスを積極的に消費し、地域内の経済を活性化させることが求められます。

また、地域の特性や強みを活かして生産した製品を地域外に販売し、その収入を地域内に還流させることも必要です。

このため、本市の特性や地域資源と中小企業・小規模企業が蓄積する技術、経験、人材、ネットワークの活用等により、本市の特性や地域資源を活かした魅力あるビジネスの育成を促進します。

さらに、市民に対しても、地産地消の推進や、市内で生産・加工された製品の情報発信等に取り組み地域内消費を促進します。

基本方針４ 人材の確保・育成、多様な働き方の創出

生産年齢人口の減少等を背景に、中小企業・小規模企業において、人手不足の問題は深刻化しており、人材確保に向けた支援が喫緊の課題となっています。

事業者アンケート調査でも、経営課題として「人材不足」と回答する事業所の割合が高く、事業活動を継続するための支援として「人材確保と人材育成」が多くの中小企業者・小規模企業者から求められている支援となっており、本市の中小企業・小規模企業の活性化における喫緊の課題といえます。

その課題解決のため、人材確保に加え、女性・高齢者等の多様な人材活用への支援、児童生徒への勤労観や職業観の育成や創業意識の喚起等を行っていきます。

また、学生や若者を中心に、さまざまな媒体、機会を通じて本市の中小企業・小規模企業の魅力を伝えるとともに、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

第5章

中小企業・小規模企業振興の推進施策

前章で示した4つの基本方針の下、関係機関と連携、協働し以下の推進施策を展開します。

なお、基本方針ごとに5年後を目安に重要業績評価指標（KPI）を設定し、より実効性のあるものとするため、次章に掲げる推進体制により毎年度進捗管理を行います。

またこの章全体についても、社会経済情勢の変化に伴い必要に応じて見直すこととします。



基本方針1 持続的発展のための経営基盤強化

売上増加事業者の割合を増加させます

(1) 方向性

中小企業・小規模企業が、経営基盤の脆弱さや経営資源確保の困難性等の問題を克服し、自立した活力ある企業として維持発展し、厳しい環境変化を乗り越えるため、経営基盤の強化への様々な活動を積極的に支援していきます。

(2) 推進施策

1-1 経営支援の充実・強化

中小企業者・小規模企業者への伴走型経営支援の充実・強化を図り、経営上の課題解決に取り組みます。

【主な取組】

- 地域ビジネス支援室による事業者伴走型支援
- 商工団体等による事業者伴走型支援
- 経営発達支援計画の推進
- 商工団体等への補助

1-2 デジタル化の支援

情報提供や啓発を行いながら、中小企業・小規模企業の「人手不足」「労働生産性向上」等の経営課題に対応するためのデジタル化を商工団体等と連携し支援します。

【主な取組】

- デジタル化の見識の深化
- デジタル人材育成に係る支援
- 生産性向上を目的とするITツール等導入に係る補助

1-3 販路開拓の支援

新技術や新商品の開発とその販路開拓に取り組む中小企業者・小規模企業者への支援の充実を図ります。

【主な取組】

- 展示会出展等による販路開拓に係る補助
- 産業化支援コーディネーターの派遣

1-4 事業承継の支援

円滑な事業承継の促進に向けて、情報提供や啓発を行いながら、事業承継を希望する中小企業者・小規模企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチング支援や、後継者育成、事業承継対策に係る研修会等を実施する商工団体や金融機関等との連携を強化します。

【主な取組】

- 事業承継に係る支援機関への支援
- 産業化支援コーディネーターの派遣
- 関係機関との連携強化と周知啓発

1-5 事業継続力の強化

年々増加する自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症に代表される感染症の拡大等の緊急事態を想定し、事業の継続や早期復旧のために必要な対応策をまとめるBCP(事業継続計画)等策定の取組を促進します。

【主な取組】

- BCP等策定の重要性の啓発
- 事業継続力強化支援計画の推進

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
①	事業者支援件数	8,753 件	9,600 件
②	事業計画策定件数	237 件	280 件
③	営業利益率 1%以上増加 事業者数	—	20 者
④	事業承継件数	10 件	20 件
⑤	BCP等策定件数	17 件	30 件

※①は、大津商工会議所、瀬田商工会、大津北商工会（以下、「市内商工会・商工会議所」という。）及び本市地域ビジネス支援室による支援件数の合計。

※②は、市内商工会・商工会議所及び本市地域ビジネス支援室による支援の結果、事業者が策定した事業計画策定件数を示す。

※①、②の現状値は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、平成28年度から令和元年度までの平均の数としている。

※③は、市内商工会・商工会議所による支援の結果、営業利益率が1%以上増加した事業者の数を示す。大津商工会議所及び大津北商工会は3%以上増加事業者数を計上。

※④は、市内商工会・商工会議所、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター及び本市地域ビジネス支援室が支援を行い、事業者が実施した事業承継の数を示す。

※⑤は、市内商工会・商工会議所及び本市地域ビジネス支援室による支援の結果、事業者が策定したBCP及び事業継続力強化計画の件数を示す。

基本方針2 地域に新たな活力をもたらす起業・創業の促進と新産業創出

市内の開業率を伸ばします

(1) 方向性

起業家の発掘から育成、地域への定着までを、创业者のニーズに応じて「産」「学」「官」「金」の連携により支援していきます。

また、市内中小企業・小規模企業がこれまで培ってきた技術や製品・商品、サービスの価値を高めつつ、社会情勢や市民ニーズ等を敏感に把握し次代を担う産業の創出に取り組むための支援の充実を図ります。

(2) 推進施策

2-1 創業環境の整備

本市や商工団体等が寄り添った支援を行い、創業後や第二創業にあってもオーダーメイド支援を行い、起業・創業を目指す方々が安心して実現できる環境を整備します。

【主な取組】

- 大津市・草津市創業支援等事業計画の推進
- 起業・創業に係る補助制度の創設

2-2 新たな事業創出の促進

カーボンニュートラル等環境や社会への配慮、デジタル技術を活用した新たなビジネス等、今後、成長が見込まれる新産業（新分野）に関連した事業の創出を支援します。

【主な取組】

- 産業化支援コーディネーターの派遣
- 関係機関との連携強化

(3) 重要業績評価指標（KPI）

数値目標

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
①	創業支援に係る 事業者支援件数	2,438 件	2,600 件
②	新設事業所数	666 件	730 件

※①は、市内商工会・商工会議所、滋賀県産業支援プラザ及び本市地域ビジネス支援室による支援件数の合計。

※②の現状値は、平成28年経済センサス活動調査の基準日に存在した事業所のうち、平成26年経済センサス基礎調査以降に開設した事業所において、1年当たりで新設した事業所を算出した数。目標値は、令和8年度時点の直近の経済センサスにおいて算出した数とする。

基本方針3 地域内消費の促進と地域特性や資源を活かしたビジネスの育成

小売吸引力指数を増加させます

(1) 方向性

市内での消費喚起や地産地消の推進、観光消費の拡大等を図ることで、地域の賑わいを創出し地域内消費を促進し、経済を活性化させるとともに、地域の特性や資源を活かしたビジネスによる本市の発展と活力向上を推進します。

(2) 推進施策

3-1 地産地消の促進

生産地と消費地が近いという本市の特性を活かして地産地消を推進するとともに、直売所の活用や、農商工連携の促進、地域ブランド化に努め、地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- 学校給食における大津市産農産物等の供給の推進
- 関係機関との連携強化と情報発信

3-2 観光・MICE の振興

内外の観光客に“えらばれるびわ湖大津”を目指し、本市の資源を活用したコンテンツにおける環境整備や高付加価値化を推進するとともに、びわ湖畔に位置するコンベンション機能を活かしたMICE推進やインバウンドを図ることにより、関係人口を増やし観光消費を拡大することにより地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- ワンストップ相談窓口等MICE受け入れ体制の整備
- MICE誘致に向けたプロモーションの強化
- MICE関連事業者の取組支援

3-3 商店街の活性化

地域の顧客ニーズや消費の需要に応え、地域社会に密着した商店街のにぎわいを創出し、魅力ある地域にすることで消費喚起を図り、地域内の消費を促進します。

【主な取組】

- 地域の賑わい創出に係る事業への補助

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値	目標値
①	J A 直売所及び卸売市場への 大津市産青果物の出荷額	2 億 8,620 万円 (令和 2 年度)	2 億 8,708 万円 (令和 6 年度)
②	観光消費額	1,845 億円 (令和元年)	1,982 億円 (令和 7 年)

※①は、市内の J A 直売所及び卸売市場への出荷額であり、目標値は大津市農業振興ビジョン（令和 3 年 4 月 1 日改定）に掲げる目標と整合させ令和 6 年度の目標値としている。

※②は、来訪者の大津市内での観光消費額の総額を示すもので、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたため現状値は令和元年の額としており、目標値は令和 4 年度からの第 3 期大津市観光交流基本計画に掲げる目標と整合させ令和 7 年の目標値としている。

基本方針4 人材の確保・育成、多様な働き方の創出

人材確保の充実と柔軟な働き方の実現を目指します

(1) 方向性

人材確保に加え、女性・高齢者等の多様な人材活用への支援、意識改革等の経営者の育成、児童生徒への勤労観や職業観の育成等を行っていきます。また、学生や若者を中心に、さまざまな媒体、機会を通じて本市の中小企業・小規模企業の魅力を伝えとともに、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、誰もが活躍しやすい就労環境づくりを支援します。

(2) 推進施策

4-1 人材確保の支援

非正規雇用や仕事を持たない若者等を対象に、就職促進を図るための就職面接会を開催し、市内中小企業・小規模企業への就職を促進します。

【主な取組】

- おおつ就職面接会の開催
- 移動労働相談
- 国・県等との連携と情報発信

4-2 キャリア教育の推進

児童生徒の職業観・勤労観を醸成し、地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業・小規模企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、社会科見学、ボランティア活動、職場体験、インターンシップ等の教育活動を通じてキャリア教育を推進します。

【主な取組】

- キャリア教育推進体制の構築

4-3 働き方改革の推進

自由度の高い働き方、ワーク・ライフ・バランス、さらには、人、社会、地球環境の持続可能な発展を意識したライフスタイル等多様な働き方の実現に向けた環境整備をするための普及啓発を行います。

【主な取組】

- ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催
- 従業員の育児休業・育児休暇の取得推進に熱心な企業等への表彰

(3) 重要業績評価指標 (KPI)

数値目標

	指 標	現状値	目標値 (令和 8 年度)
①	就職面接会参加事業者数	100 者	120 者
②	ワーク・ライフ・バランス セミナー受講者数	184 人	200 人

※①の現状値は、本市が開催している「おおつ就職面接会」及び「おおつ学生・若者就職フェア」に参加した事業者の数を示す。なお、令和 2 年度は「おおつ学生・若者就職フェア」は新型コロナウイルスの影響で中止したため、現状値は平成 28 年度から令和元年度までの平均の数としている。目標値は、面接会の開催方法のあり方等の工夫を含めた目標値としている。

※②は、本市が開催している「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の受講者数を示す。令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で制限を設けて開催したため、現状値は平成 28 年度から令和元年度までの平均の数としている。

1 推進体制

本ビジョンの推進にあたっては、「大津市地域産業振興条例」に規定した、事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体、市民、市の各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、緊密に連携・協働して、本ビジョン・施策を推進します。

また、具体的な施策の実施にあたっては、学識経験者、金融機関、産業関係団体、事業者、国、県等で構成する組織において、進捗管理や必要に応じて施策の検証等を実施し、目標達成に効果的な実施方法・内容への見直し・改善を図りながら取り組みます。

2 事業者ヒアリング強化月間の設定

中小企業・小規模企業のもつ経営課題をキャッチアップするとともに、ニーズ に合致した効果的な施策展開を行う上で、市担当職員による事業者ヒアリング強化月間を設け、中小企業者・小規模企業者を訪問しヒアリングを実施し、施策評価や施策展開への見直し・改善に資していくとともに、中小企業・小規模企業に寄り添った支援を行ってまいります。

また、適宜アンケート調査を実施し、計画の目標値の検証や施策展開への基礎資料に活用します。

大津市地域産業振興条例

（目的）

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の役割）

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を消費し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

(振興施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市中小企業振興に関する円卓会議

（敬称略）

区 分		所 属	氏 名	備考
1	学識経験者 （大学）	立命館大学専門職大学院 経営管理研究科	肥塚 浩	教授
2		龍谷大学 経済学部	辻田 素子	教授
3	金融機関	滋賀銀行	河合 充裕	ソリューション営業室 地域振興グループ課長
4		日本政策金融公庫 大津支店	橋本 元気	大津支店長
5	経済団体	大津商工会議所	藤本 正勝	次長
6		大津北商工会	西澤 彰	参事
7		瀬田商工会	中村 裕二	主幹
8	民間有識者	フロンティア・マネジメント(株)	大西 正一郎	代表取締役
9	国・県	国（中小企業庁）	二目 真次	近畿経産局中小企業課 課長補佐
10		滋賀県中小企業支援課	杲 一哉	課長
11		滋賀県産業支援プラザ	林 猛	販路開拓課長
12		滋賀県よろず支援拠点	西山 彰子	コーディネーター
13	事業所	(株)リニアティ	山口 雅史	代表取締役
14		(株)古川与助商店	河村 朱美	代表取締役
15	事業者団体	滋賀県中小企業家同友会 大津市部	八谷 香央梨	役員



大津市中小企業・小規模企業振興ビジョン

令和4年4月

大津市 産業観光部 商工労働政策課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3-1
電話番号:077-528-2754 ファックス番号:077-523-4053